

不 当 要 求 防 止 責 任 者 選 任 要 領

番 号	区 分	内 容	備 考
1	責 任 者 選 任 の 目 的	<p>企業やその支店、営業所等の事業活動に関して行われる暴力団員等からの不当要求行為に対処するため、各事業所から、「責任者」を選任していただき、警察及び暴追センター（県民会議）の援助支援のもと責任者において</p> <p style="padding-left: 2em;">事業活動に介入しようとする暴力団等に関する情報を早期に、かつ、的確に警察へ通報・連絡する。</p> <p style="padding-left: 2em;">事業所窓口業務などの担当者等に対する被害防止のための指導、教養を実施する。</p> <p>等の措置をとって頂くことにより、事業所を対象とする暴力団等の排除及び暴力団等からの不当要求の防止を図り、自らの企業防衛を図ろうとするものです。</p>	<p>責任者選任の根拠規定</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団対策法 第14条第1項</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団対策法施行規則 第17条第1項</p>
2	責 任 者 に 対 す る 援 助 の 内 容	<p>公安委員会（警察）及び暴追センターは、暴力団対策法の規定に基づき、選任にかかる責任者に対し、暴力団情勢等のほか、</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団員等による不当要求の被害を防止するために必要な資料の提供 助言・指導</p> <p style="padding-left: 2em;">責任者に対する講習</p> <p>等の援助、支援活動を行ないます。</p>	<p>事業者に対する援助は、選任にかかる責任者を通じて行います。</p> <p style="padding-left: 2em;">責任者講習の根拠規定</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団対策法 第14条第2項</p>
3	責 任 者 の 任 務	<p>選任にかかる責任者にあつては、</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団等の不当要求に対応する社員等の指導教育に関すること</p> <p style="padding-left: 2em;">被害発生又は予測される場合の警察に対する連絡・通報に関すること</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団等との紛議の処理に関すること</p> <p style="padding-left: 2em;">暴力団等に関する資料の収集、研修等に関すること</p> <p style="padding-left: 2em;">その他、暴排運動の推進に関すること</p> <p>等の任務に当たっていただくこととなります。</p>	
4	責 任 者 の 選 任 要 領	<p>責任者の選任は、使用人等を使用する事業者において適任者を選任していただくこととなりますが、選任に当たっては、</p> <p style="padding-left: 2em;">「事業にかかる業務の実施を統括管理する者」</p> <p>との基準を目安とし、</p> <p style="padding-left: 2em;">○ 事業所の事業内容等に精通している者</p>	<p>事業者とは、事業を行うもので、使用人、その他の従業者を使用する者をいう。</p>

			<p>○ 正義感旺盛で、意思表示を明確にできる者 を選任するといった配慮が必要と思われます。</p>	
		選任数	<p>各営業所単位に1名の責任者を選任することとしてください。 なお、小規模の事業所にあつては、地域、ブロック単位で統括することとされても結構です。</p>	<p>責任者選任届出書は、警察署において準備しております。</p>
		届出手順	<p>責任者を選任されましたら、事業所を管轄する警察署に、 別記様式による「責任者選任届出書」 を提出してください。</p>	<p>責任者選任届出書の記載は、別添、責任者選任届出書記載要領を参考としてください。</p>
		届出事項の変更届出	<p>責任者選任届出書提出後、事業の廃止、責任者の配置換え、その他の理由により、届出事項に異動があつた場合には、事後、責任者講習通知書の発送等の必要から、必ず届出警察署に連絡し、「責任者変更届出書」を提出してください。</p>	<p>責任者選任変更届出書の記載は、別添、責任者選任変更届出書記載要領を参考としてください。</p>
5	責任者講習の実施	実施目的	<p>責任者講習は、事業者より公安委員会（警察）に選任届出があつた責任者を対象に行う講習で、暴力団情勢等のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求による被害を防止するために必要な法令 ○ 責任者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能等についての研修を行います。 	<p>責任者講習は、無料です。</p>
		講習種別	<p>責任者講習は、責任者選任から1年以内に実施される選任時講習及びその後3年に1回実施される定期講習、必要の都度実施する臨時講習があり、講習時間はおおむね3時間～4時間となります。</p>	<p>講習は、業種別・地域別に行うなど、受講者の利便に配慮し、実施することとします。</p>
		受講手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習実施日のおおむね30日前に責任者選任事業所、責任者あてに「責任者講習通知書」を発送することとします。 <p>（責任者講習通知書は、責任者講習受講申込書と「往復はがき」になっている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講申込書は、必要事項を記載し、警察本部あて投函してください。 	<p>往復はがき</p>
		受講	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習終了時、受講者については、講習受講終了書を交付します。 	<p>返信用はがきを投函 広島県公安委員会が発行</p>